専用水道における水質検査結果

施設名：

番号	検査項目	基準値	検査回数	検査回数の省略		給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	給水末端 R　/　/	原水 R　/　/	原水 R　/　/
－	色、濁り及び消毒の残留効果		1日1回以上	緩和規定無し														
1	一般細菌	100cfu/ml以下	1ヶ月に1回以上	緩和規定無し														
2	大腸菌	検出されないこと																
39	塩化物イオン	200mg/l以下	1ヶ月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、3月に1回以上														
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下																
48	pH値	5.8～8.6																
49	味	異常でないこと																
50	臭気	異常でないこと																
51	色度	5度以下																
52	濁度	2度以下																
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回以上	緩和規定無し														
22	塩素酸	0.6mg/l以下																
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下																
24	クロロホルム	0.06mg/l以下																
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下																
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下																
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/l以下																
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下																
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下																
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下																
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下																
27	臭素酸	0.01mg/l以下		過去の検査結果が2分の1を超えたことがなく、原水等原水等の状況を勘案して省略可（オゾン処理をする場合や次亜塩素酸消毒の場合は省略不可）														
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		別添フローのとおり														
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	3ヶ月に1回以上	①過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、1年に1回以上 ②過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるときは、3年に1回以上	過去の検査結果が2分の1を超えたことがなく、原水等の状況を勘案して省略可													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下																
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下																
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下																
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下																
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下																
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下																
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下																
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下																
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下																
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下																
41	蒸発残留物	500mg/l以下																
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下																
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下																
46	フェノール類	0.005mg/l以下																
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下																
15	1，4-ジオキサン	0.05mg/l以下																
16	シス-1，2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下																
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下																
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下																
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下																
21	ベンゼン	0.01mg/l以下																
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			過去の検査結果が2分の1を超えたことがなく、原水等や薬品使用等の状況を勘案して省略可													
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下																
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下																
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下																
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下																
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下																
43	(4S，4aS，8aR)-オクタヒドロ-4，8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/l以下	1ヶ月に1回以上（水源に藻類の発生の少ない期間を除く） 注2（下記参照）	注2（下記参照）														
44	1，2，7，7-テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/l以下	過去の検査で基準値の2分の1を超え、原水が、湖沼水等滞留水を水源とする場合のみ検査															

注1　この一覧表は令和8年4月1日から適用
注2　熊本市では、井戸水を水源とする専用水道については、夏季に年1回以上測定することとしている。
注3　検査結果は5年間保存